

議案第70号

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例について

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第200号）が公布されたこと、町営住宅に指定管理者を導入すること及び綾部団地建替に伴い、みやき町営住宅条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例

みやき町営住宅条例（平成17年みやき町条例第113号）の一部を次のように改正する。

目次中「第67条」を「第69条」に改める。

第10条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が収入の申告をすることが困難な事情にあると認めるときは、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法により計算した額とすることができる。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第36条及び第37条中「政令第11条」を「政令第12条」に改める。

第40条第1項中「厚生省令・建設省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号）」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）」に改める。

第47条中「。」を「」（「」に改める。

第67条を第69条とし、第66条を第68条とし、第65条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第66条 町長は、町営住宅及び共同施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第67条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）町営住宅及び共同施設の利用に関する業務（入居者及び家賃の決定並びに町営住宅の明渡し請求に関する業務を除く。）
- （2）町営住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

- 2 指定管理者は、法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、町営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

別表に次のように加える。

東寒水団地	みやき町大字原古賀7391番地2
-------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第6章 補則 (第63条—<u>第69条</u>)</p> <p>(住宅入居の手續)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は<u>前項</u>に規定する期間内に第1項の手續をしないときは、町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第11条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居の承継)</p>	<p>目次</p> <p>第6章 補則 (第63条—<u>第67条</u>)</p> <p>(住宅入居の手續)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は<u>第2項</u>に規定する期間内に第1項の手續をしないときは、町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第10条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居の承継)</p>

第12条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

2 (略)

(家賃の決定)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が収入の申告をすることが困難な事情にあると認めるときは、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法により計算した額とすることができる。

3 (略)

4 (略)

(収入の申告等)

第12条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

2 (略)

(家賃の決定)

第13条 (略)

(新設) (新設)

2 (略)

3 (略)

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減

額するものとする。

(使用許可)

第40条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(使用許可)

第47条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）（以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。

額するものとする。

(使用許可)

第40条 町長は、社会福祉法人その他厚生省令・建設省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(使用許可)

第47条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）（以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。

<u>(指定管理者による管理)</u>	(新設)	
<u>第66条 町長は、町営住宅及び共同施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u>	(新設)	(新設)
<u>(指定管理者の業務)</u>	(新設)	
<u>第67条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u>	(新設)	(新設)
<u>(1) 町営住宅及び共同施設の利用に関する業務（入居者及び家賃の決定並びに町営住宅の明渡し請求に関する業務を除く。）</u>	(新設)	(新設)
<u>(2) 町営住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関する業務</u>	(新設)	(新設)
<u>(3) 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務</u>	(新設)	(新設)
<u>2 指定管理者は、法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、町営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。</u>	(新設)	(新設)
(委任)	(委任)	
<u>第68条 (略)</u>	<u>第66条</u>	(略)
(罰則)	(罰則)	

第69条 (略)

別表 (第2条の2関係)

名称	位置
(略)	
東寒水団地	みやき町大字原古賀7391番地2

第67条 (略)

別表 (第2条の2関係)

名称	位置
(略)	